「救急医療情報シート整備事業」実施の手引き

隠岐の島町社会福祉協議会

救急医療情報シート整備事業とは・・・

この事業は、もしもの時に活用できる「救急医療情報シート」を、自治会区を通して希望する住民の皆さんへ配布していただく取り組みです。

シートの配布をきっかけに、地域での声かけ・訪問活動の充実を図り、自治会区での**「くらしの安心づくり」**を推進すること、また、緊急連絡先などを記載したシートを備えておくことで、高齢の方や障がいのある方々の不安の軽減を図ることを目的として社会福祉協議会が実施しています。

この事業は、消防署と連携して行われています。

かかりつけ医や緊急連絡先などを記載したシートを冷蔵庫に張り付け、自宅で救急車を呼ぶなどの救急時に、必要に応じて救急隊員がシートの情報を活用します。



この事業は、各自治会区で実施について協議、決定していただく取り組みです。

社会福祉協議会では配布物一式を準備いたしますが、配布対象者のとりまとめや申し込み、シートの配布などを自治会区の皆さまで行っていただきます。

また、この取り組みは民生児童委員の皆さまにもご協力をお願いしています。

地域内の団体や関係者の皆さまで共通理解を図り、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

取り組みの方法については

手引きの内側をご覧ください

シート配付までの手順

シート配布までの基本的な流れは次の通りです。

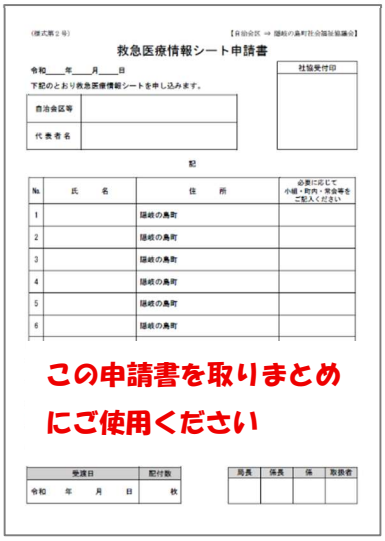
① 実施の決定

自治会区役員等関係者で話し合い、自治会区で実施するかどうか話し合ってくださいますようお願いいたします。
※可能であれば、担当民生児童委員の方とも情報共有をお願いいたします。

② 配布対象者の取りまとめ

申請には配布対象者の「氏名」「住所」が必要ですので、取りまとめにあわせて確認してください。

救急医情報シート申請書


救急医療情報シート申請書

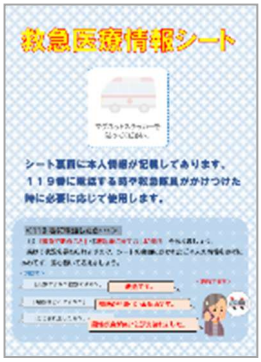
この申請書を取りまとめにご使用ください

③ 社協への申込・シートの受け取り

「救急医療情報シート申請書」に必要事項を記入し、社会福祉協議会へお申し込みください。
申請書と引き換えにシート一式をお渡しします。

④ シートの配付

配布対象者へシート一式をお渡しください。



シート（表面）


（裏面）



マグネット



パンフレット

「救急医療情報シート」の記入

シートは原則として、配付を受けたご本人またはご家族が記入します。
中には、字が書けず、ご家族や近くに身内がいないという場合もありますので、その場合は、関係者の方のご協力をお願いいたします。

実施にあたっては下記もご確認ください

配布対象者・取りまとめ方法

【配布対象者の考え方】
おおむね75歳以上の高齢の方、障がいをお持ちの方、その他、健康上の不安を抱えている方ならどなたでも、各自治会区が配布が必要と認めた方を配布対象者とします。

【とりまとめ方法】
取りまとめには戸別訪問と回覧板を活用する方法があります。これらを基準に、それぞれの地区に合った方法で実施をご検討ください。
（例1）敬老会の名簿などをもとに配布対象者を決定する
（例2）回覧板で申込書を回して希望者を募る
個別の取りまとめ用紙が必要な場合は、社会福祉協議会にありますのでご相談ください。

情報の取り扱いについて

申請いただいた内容は、隠岐広域連合消防本部へ情報提供します。
救急医療情報シート配布者名簿を作成し、後日自治会区長及び担当民生児童委員の方に名簿を送付いたします。
また、警察署などの協力団体から要請があった場合は、必要に応じて情報を提供します。

シートの更新・確認の声掛け

体調の変化などに合わせ、シートに記載する情報も変わっていきます。
安心してご利用いただくために、地区の行事などに合わせ、シートの内容更新のお知らせや利用希望についてお声がけをお願いします。

内容更新や紛失などで再配布が必要な方がおられましたら、社会福祉協議会へご連絡ください。





緊急時の対応　Q ＆ A

Q1　救急車を呼んだ場合、聞かれる情報は？

A　まずは「火事」か「救急」かどちらかをお聞きします。その次に「場所（住所）」、「傷病者の状況（いつ・だれが・どうなったか）をお聞きします。最後に、救急車を呼んだ方のお名前・連絡先をお聞きします。

Q2　救急要請する状態やタイミングが分からない。

A　かかりつけ医がいる場合は医師に相談し指示を仰いでください。ただ、連絡がつかない場合や緊急と思われる場合はためらわず 119 番通報をしてください。

Q3　救急車が来るまでにしないといけないことは？

A　安全を確保し、傷病者の状態を確認しながら、通信指令員の指示に従って救急車の到着を待ちましょう。

Q4　訪問時に亡くなっている場合、消防か警察どちらに連絡するのか。

A　訪問時に亡くなっていると思われる場合は、まず 119 番通報してください。救急隊が現場で状況を確認し、必要に応じて警察へ連絡します。

Q5　訪問先が施錠されており家の中で倒れているかもしれない。どうしたらよいか。

A　訪問先が施錠されており、中で人が倒れている可能性がある場合は、119 番通報し、通信指令員の指示に従ってください。

自治会区等の関係者が高齢者のお宅を訪問した際に、緊急を要する場合には Q＆A を参考に対応をお願いいたします。

隠岐の島町社会福祉協議会・隠岐広域連合消防本部